

Q6-1 研究活動におけるコンプライアンスについてお尋ねします。(ここでは、コンプライアンスとは、研究に付随して必要となる研究不正、利益相反、研究費の不正利用などに係る法令順守に係ることをいいます。)ここ数年、コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容はどのようなものですか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。(いくつでも)



図 3-76 コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容

Q6-2 コンプライアンス対応を行うことにより、研究活動にどのような影響がありますか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。(いくつでも)



図 3-77 コンプライアンス対応を行うことによる研究活動への影響

国・独立行政法人等の研究機関では、「独立した組織が設置されている」、「教育・研修が実施されている」との回答が多かった（図 3-78）。

Q6-3 あなたの所属する組織では、コンプライアンスについてどのような取組がなされていますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

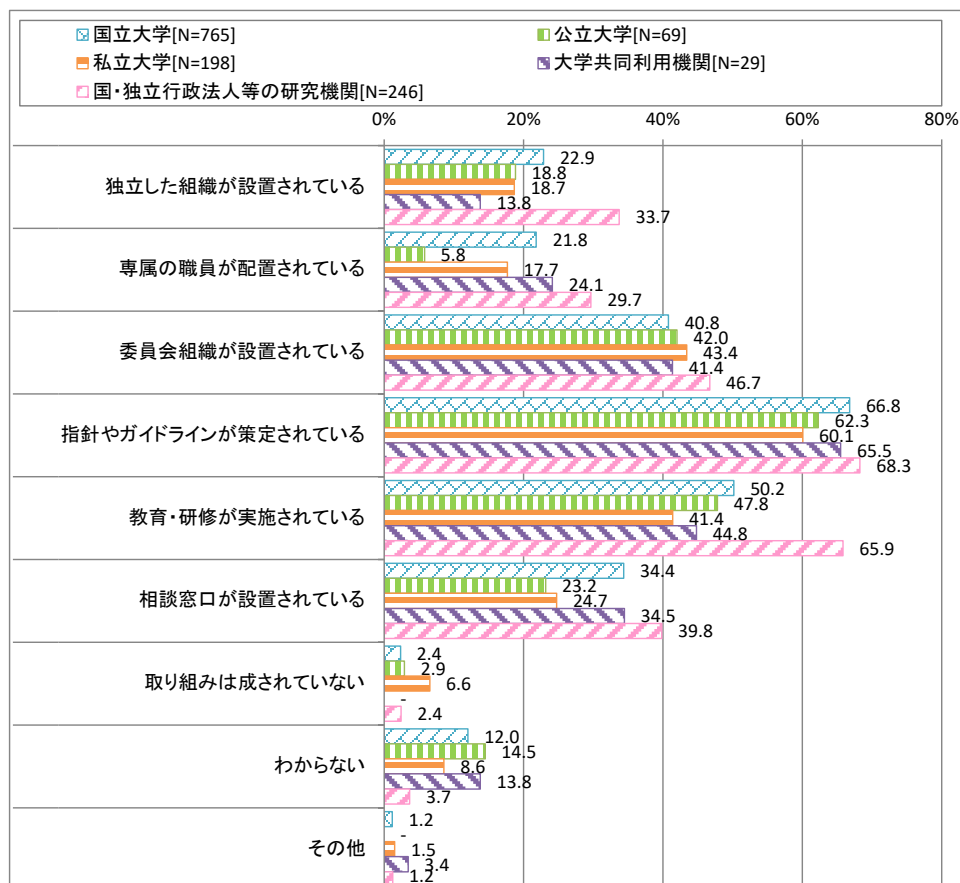


図 3-78 コンプライアンスについて実施されている取組の内容

c. 大学での職位別クロス集計結果

大学に勤めている場合、大学での職位別クロス集計は、以下（表 3-26）の研究機関別に実施した。

表 3-26 大学での職位別回答件数

（単位：件）

教授	准教授	講師・助教	博士研究員 (ポスドク)	大学院生	計
649	330	164	33	5	1,181

現在受けている研究サポートについて、「無制約の研究資金」は職位が高いほど受けている割合は高くなっている（図 3-79）。

Q5-1 産学連携活動について、お尋ねします。あなたの所属する研究室は企業からどのような形の研究サポートを受けていますか？あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

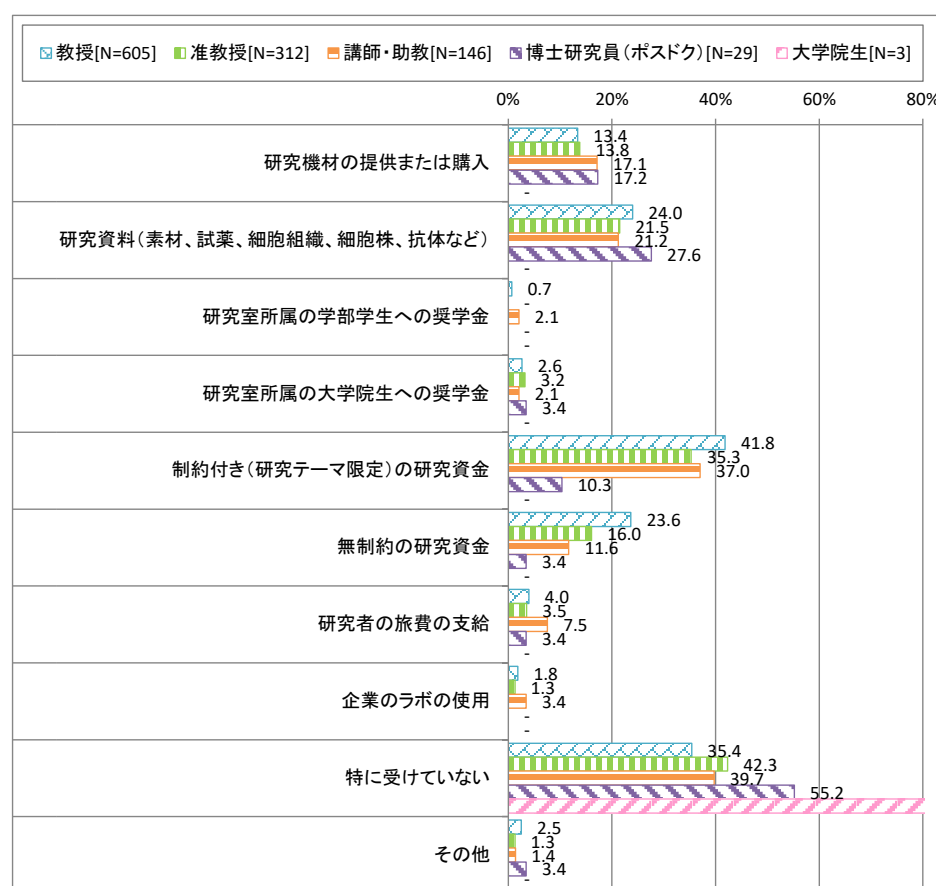


図 3-79 所属する研究室が企業から受けている研究サポートの内容

企業からの研究サポートで重要だと思われるものとしては、職位が高いほど「無制約の研究資金」が重要だと回答する割合が高くなっていた。

なお、大学院生では、「研究室所属の大学院生への奨学金」、「研究者の旅費の支給」との回答が多かった（図 3-80）。

Q5-2 企業からの研究サポートについて重要だと思われるものはどれですか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。(いくつでも)



図 3-80 研究室が企業から受けている研究サポートの内容

Q6-1 研究活動におけるコンプライアンスについてお尋ねします。(ここでは、コンプライアンスとは、研究に付随して必要となる研究不正、利益相反、研究費の不正利用などに係る法令順守に係ることをいいます。)ここ数年、コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容はどのようなものですか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。(いくつでも)

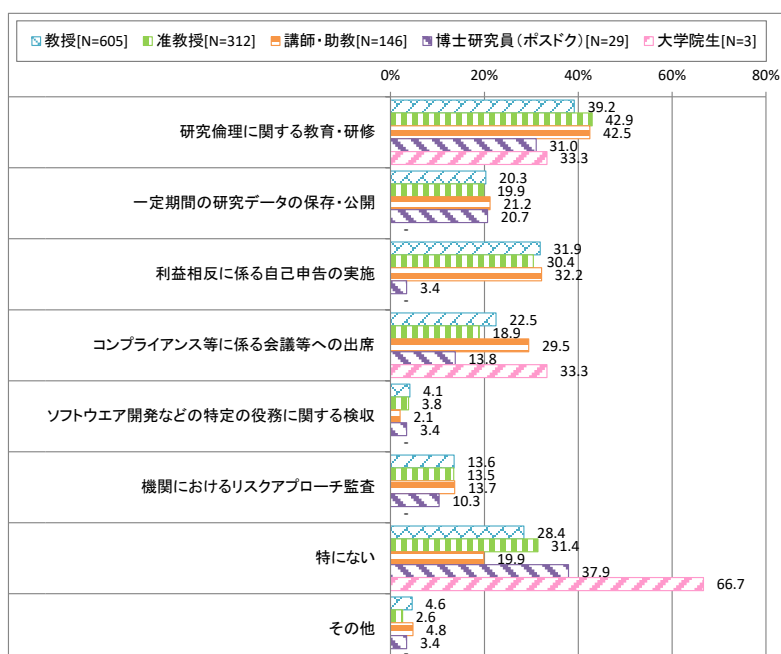


図 3-81 コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容

「手続きの量や煩雑さにより研究にかかる時間が減少した」との回答は、「講師・助教」で多かった（図 3-82）。

Q6-2 コンプライアンス対応を行うことにより、研究活動にどのような影響がありますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

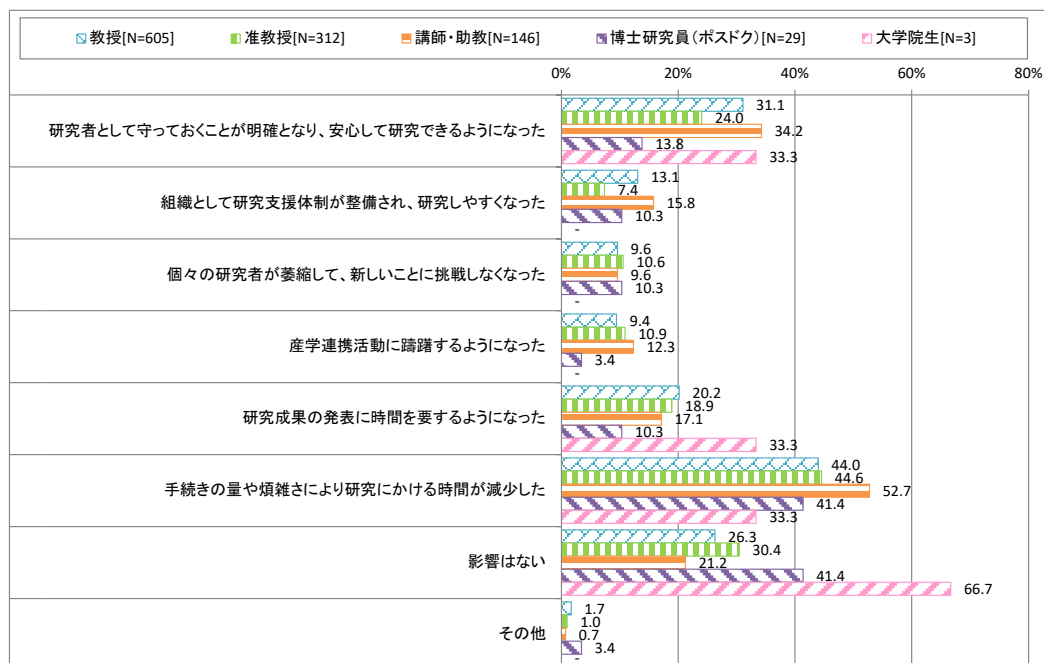


図 3-82 コンプライアンス対応を行うことによる研究活動への影響

Q6-3 あなたの所属する組織では、コンプライアンスについてどのような取組がなされていますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

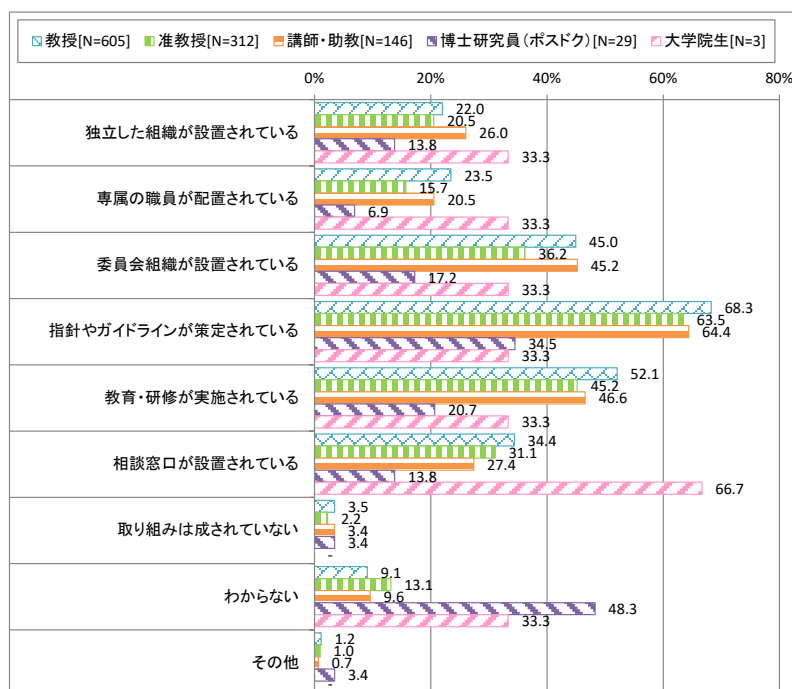


図 3-83 コンプライアンスについて実施されている取組の内容

d. 年齢別クロス集計結果

回答者の年齢別クロス集計は、以下（表 3-27）の年齢階層別に実施した。

表 3-27 回答者の年齢別回答件数

～30才	31才～40才	41才～50才	51才～60才	61才～	計
30件	275件	588件	451件	213件	1,557件

「特に受けていない」とする割合は、年齢が高くなるほど減少し、逆に、「制約付き（テーマ限定）の研究資金」及び「無制約の研究資金」とする割合は、年齢が高くなるほど増加していた（図 3-84）。

Q5-1 産学連携活動について、お尋ねします。あなたの所属する研究室は企業からどのような形の研究サポートを受けていますか？あてはまるものを最低1つ以上お選びください。（いくつでも）

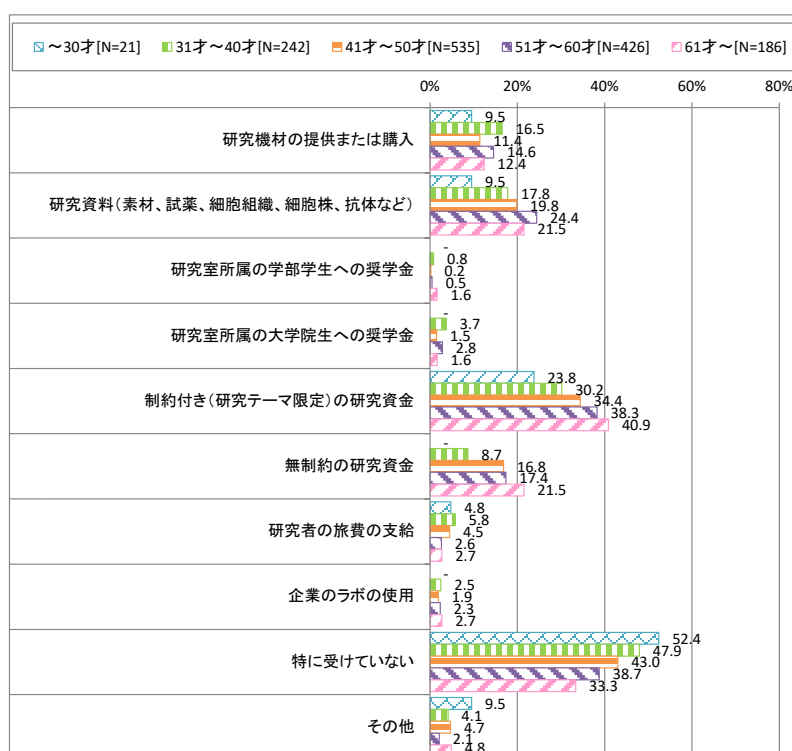


図 3-84 所属する研究室が企業から受けている研究サポートの内容

「無制約の研究資金」が重要だとする割合は、年齢が高くなるに従い増加している（図 3-85）。

Q5-2 企業からの研究サポートについて重要だと思われるものはどれですか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）



図 3-85 企業からの研究サポートについて重要だと思われるもの

Q6-1 研究活動におけるコンプライアンスについてお尋ねします。（ここでは、コンプライアンスとは、研究に付随して必要となる研究不正、利益相反、研究費の不正利用などに係る法令順守に係ることをいいます。）ここ数年、コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容はどのようなものですか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

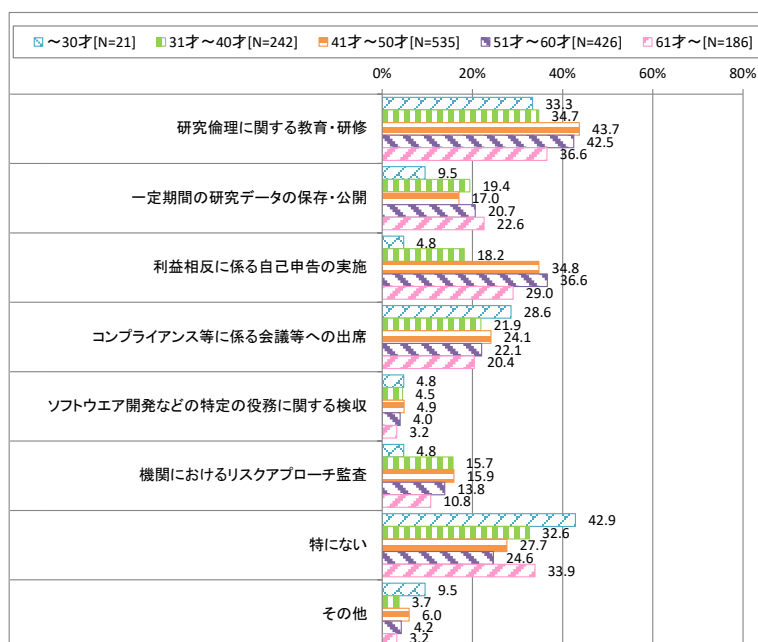


図 3-86 コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容

「手続きの量や煩雑さにより研究にかかる時間が減少した」との回答は、年齢とともに減少していた。また、組織として研究支援体制が整備され、研究しやすくなった」との回答は年齢とともに増加していた（図 3-87）。

Q6-2 コンプライアンス対応を行うことにより、研究活動にどのような影響がありますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

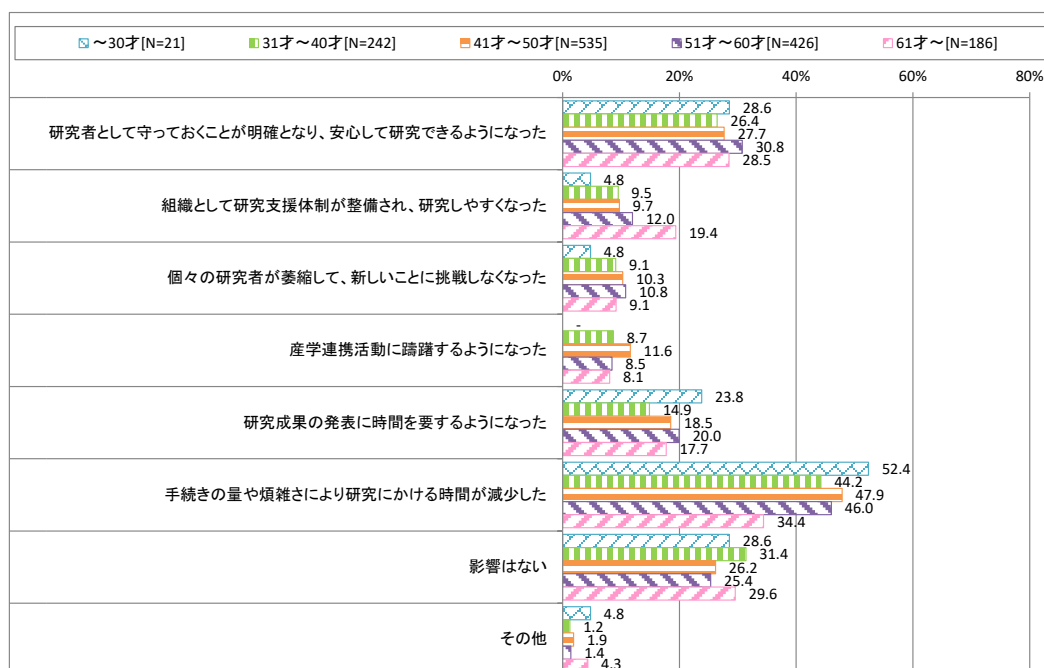


図 3-87 コンプライアンス対応を行うことによる研究活動への影響

「専属の職員が配置されている」、「委員会組織が設置されている」、「指針やガイドラインが設置されている」とする回答は、年齢が高くなるにしたがって増加していた。逆に「わからない」とする回答は、年齢が低いほどその回答割合が高くなっており、若手研究者に組織のコンプライアンス対応が十分周知されていない可能性が示唆された（図 3-88）。

Q6-3 あなたの所属する組織では、コンプライアンスについてどのような取組がなされていますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

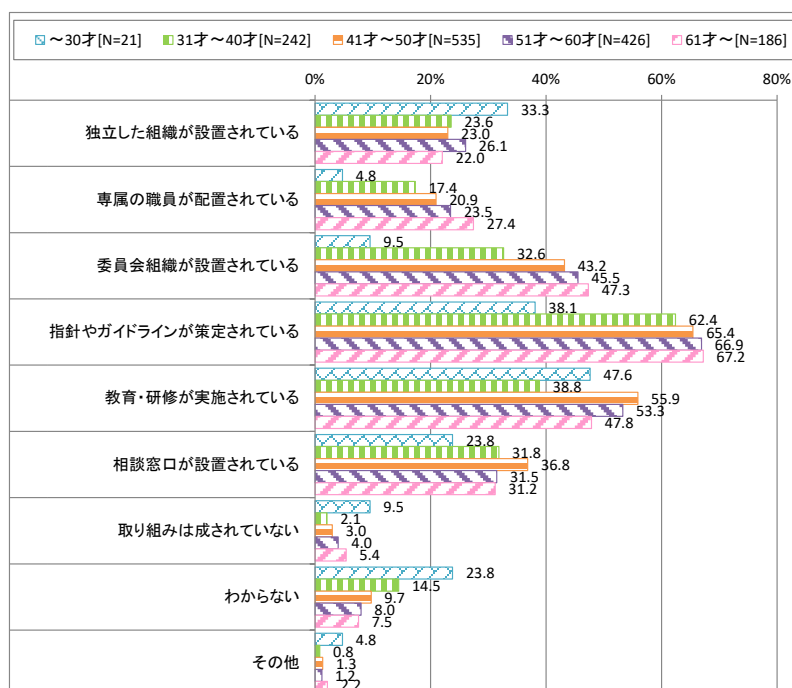


図 3-88 コンプライアンスについて実施されている取組の内容

e. 研究職についてからの年数別クロス集計

研究職についてからの年数別クロス集計は、表 3-28 の年数階層別を実施した。

表 3-28 研究職についてからの年数別回答件数

5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	計
75 件	188 件	554 件	740 件	1,557 件

「特に受けていない」とする割合は、研究職の年数が長くなるほど減少し、逆に、「制約付き（テーマ限定）の研究資金」及び「無制約の研究資金」とする割合は、研究職の年数が長くなるほど増加していた（図 3-89）。

Q5-1 産学連携活動について、お尋ねします。あなたの所属する研究室は企業からどのような形の研究サポートを受けていますか？あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。(いくつでも)

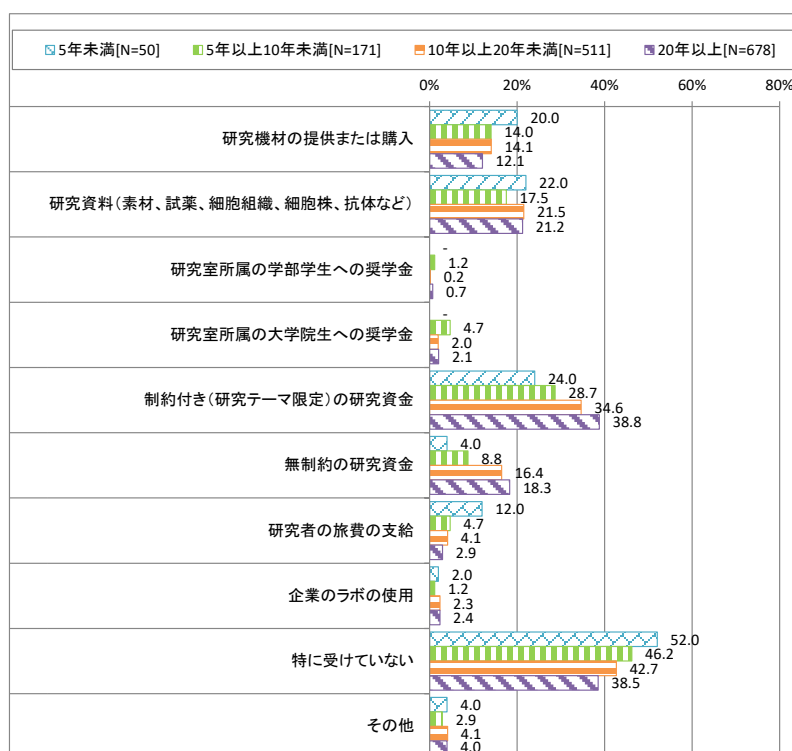


図 3-89 所属する研究室が企業から受けている研究サポートの内容

Q5-2 企業からの研究サポートについて重要だと思われるものはどれですか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。(いくつでも)



図 3-90 企業からの研究サポートについて重要だと思われるもの

「研究倫理に関する教育・研修」、「利益相反に係る自己申告の実施」では、研究職としての経験年数が長くなるほど負担が増えているとする回答が増加していた（図 3-91）。

Q6-1 研究活動におけるコンプライアンスについてお尋ねします。（ここでは、コンプライアンスとは、研究に付随して必要となる研究不正、利益相反、研究費の不正利用などに係る法令順守に係ることをいいます。）ここ数年、コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容はどのようなものですか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。（いくつでも）



図 3-91 コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容

Q6-2 コンプライアンス対応を行うことにより、研究活動にどのような影響がありますか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。（いくつでも）

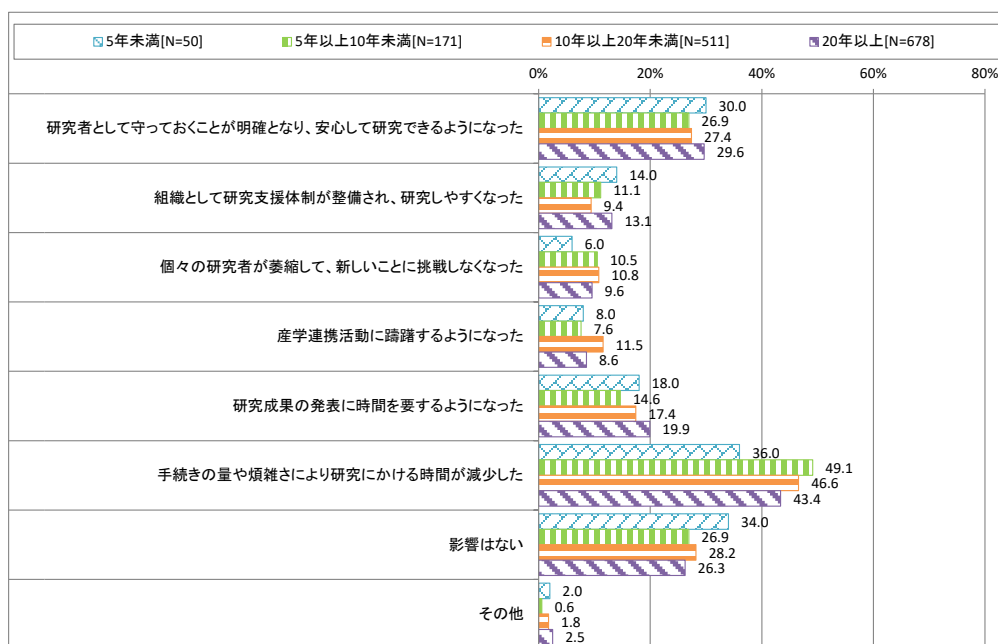


図 3-92 コンプライアンス対応を行うことによる研究活動への影響

組織での取組状況は、多くの項目で研究職としての経験年数が長くなるほど回答割合が高くなっているが、逆に、「わからない」とする回答は、研究者としての経験年数が短いほど回答割合が高くなっていた（図 3-93）。

Q6-3 あなたの所属する組織では、コンプライアンスについてどのような取組がなされていますか。あてはまるものを最低1つ以上お選びください。（いくつでも）

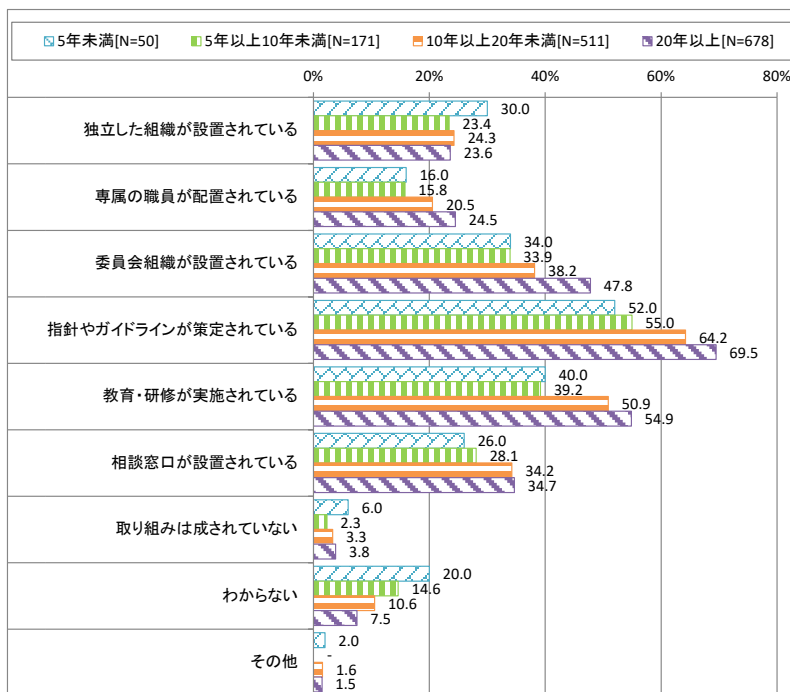


図 3-93 コンプライアンスについて実施されている取組の内容

f. 産学連携活動の内容別クロス集計

どのような産学連携活動を実施しているか、研究者の活動内容別クロス集計は、表 3-29 の内容別に実施した。

Q5-1 産学連携活動について、お尋ねします。あなたの所属する研究室は企業からどのような形の研究サポートを受けていますか？あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。(いくつでも)

表 3-29 所属する研究室の企業からの研究サポート内容別の回答件数

機材・資材の提供	資金・奨学金の提供	企業のラボの使用	特に受けていない
394 件	654 件	31 件	584 件

「企業のラボの使用」の場合、コンプライアンス対応の負担が増えている項目が多くなっていた（図 3-94）。

Q6-1 研究活動におけるコンプライアンスについてお尋ねします。(ここでは、コンプライアンスとは、研究に付随して必要となる研究不正、利益相反、研究費の不正利用などに係る法令順守に係ることをいいます。)ここ数年、コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容はどのようなものですか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。(いくつでも)

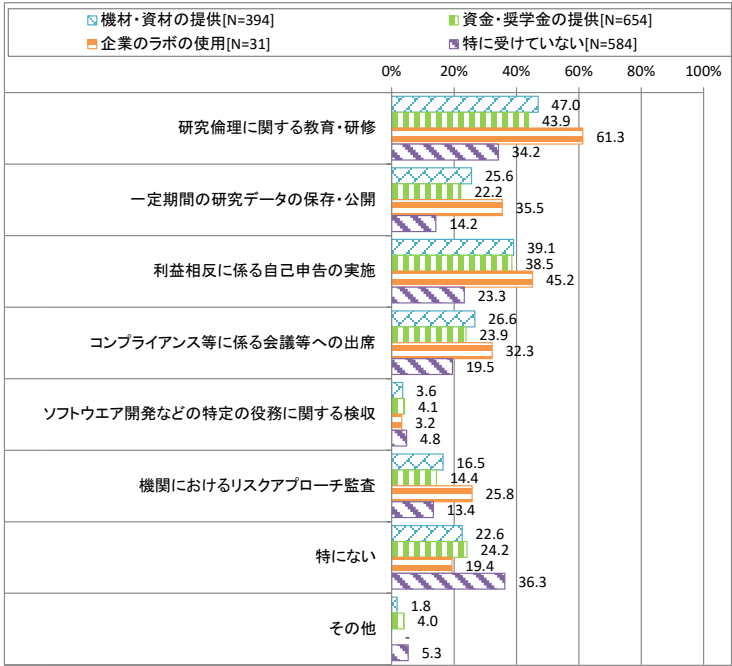


図 3-94 コンプライアンス対応を行っていくうえで負担が増えている内容

企業からのサポートとして、「企業のラボの使用」をあげた回答者では、コンプライアンス対応による負担よりも研究を行う上でのメリットの回答が多くなっていた（図 3-95）。

Q6-2 コンプライアンス対応を行うことにより、研究活動にどのような影響がありますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

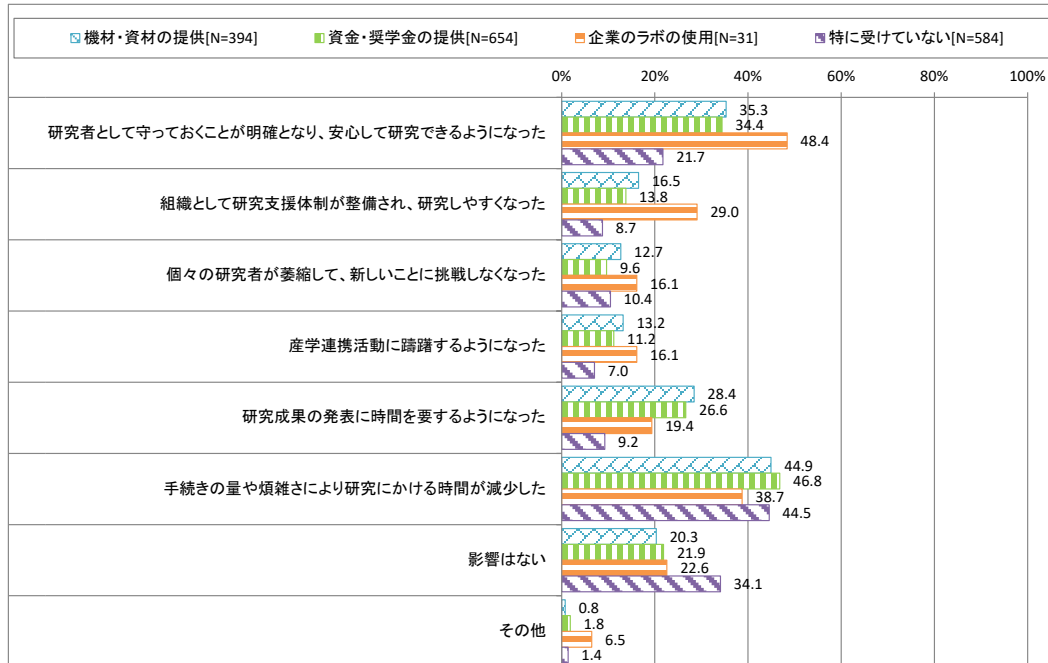


図 3-95 コンプライアンス対応を行うことによる研究活動への影響

Q6-3 あなたの所属する組織では、コンプライアンスについてどのような取組がなされていますか。あてはまるものを最低 1 つ以上お選びください。（いくつでも）

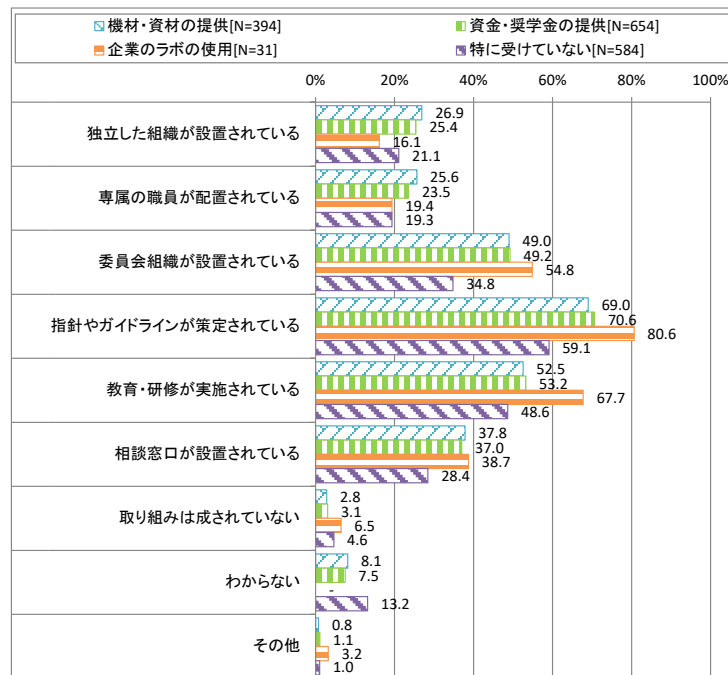


図 3-96 コンプライアンスについて実施されている取組の内容

(2) 研究機関（組織）に対する利益相反マネジメント

主要国では研究者個人ではなく組織に対する利益相反マネジメントの仕組みがあるのではないか。 【検証 2】
--

1) 調査結果のまとめ

米国では組織に対する金銭的利益相反マネジメントまで明確な仕組みがあるが、日本では研究者個人の責務相反と金銭的利益相反が中心であり、大学組織に対する利益相反マネジメントは一定程度意識されているものの、大学等の株式出資、知財活用などの場面で、大学組織自体の利益相反の問題が懸念される。

文献レビュー調査及びガイドライン等規程類の収集分析結果から、利益相反については、主体として個人と組織の 2 つ、内容として責務相反と金銭的利益相反の 2 つの観点から分類できる。

主要国では、民間企業との産学連携推進や財団からの外部資金活用からの研究経費が増加していることから、研究者個人の利益相反（COI : Conflict of Interests）が不可避である。さらに、米国では、研究者個人としての利益相反状態（責務相反及び金銭的利益相反）に加え、研究費に占める間接費の割合が高く大学本部の資金運用も増加している等の理由から、大学組織自体の利益相反状態（主として金銭的利益相反）も発生している。このため、米国では大学組織自体の利益相反マネジメントの仕組みが整備され、株式保有の制限（総発行株式の 15%未満等）、出資先の支配権の不保有、ライセンス供与の範囲（知的財産権付与先）の限定等といった規定が整備されてきた。

日本では、研究資金の多くを民間企業に依存する医学研究分野において、特に利益相反マネジメントの必要性は高く、学会や医科系大学での利益相反指針の策定が進展した。日本学術会議の「臨床研究にかかる利益相反（COI）マネージメントの意義と透明性確保について」（2013 年 12 月 20 日）や日本医学会の「医学研究の COI マネジメントに関するガイドライン」をはじめ、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインの見直し運用改善について」の審議のまとめ（2014 年 2 月 3 日）等が発表されたが、研究者個人の責務相反と金銭的利益相反が中心となっている。大学組織に対する利益相反マネジメントは一定程度意識されているものの、大学等の株式出資、知財活用などの場面で、大学組織自体の利益相反の問題が懸念される。

日本の大学における利益相反マネジメントの状況を整理すると、以下（図 3-97）の通りである。個人としての利益相反についての規定は定められてきているが、組織としての利益相反マネジメントシステムの導入は一部大学に限られている。

2) 利益相反マネジメントに関する文献調査結果

a. 利益相反の分類（個人及び組織の利益相反）

産学連携活動を推進することにより、研究者又は大学は利益相反（Conflict of Interest）の状態が不可避免的に発生することから、利益相反マネジメントを適切に実施することが必要である。

大学の使命の一つである社会貢献：

産学連携活動にはCOI 状態が不可避免的に発生

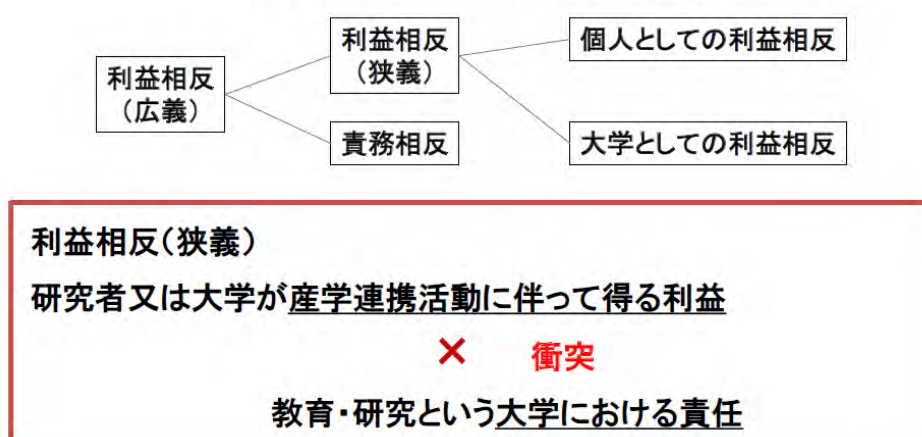


図 3-97 産学連携にかかる利益相反の定義（個人及び大学の利益相反）

出所) 曾根三郎『産学連携にかかる臨床研究と利益相反（COI）マネジメント』厚生労働省高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会資料（2013年9月2日）

b. 日本の大学における利益相反マネジメントの状況

日本の大学における利益相反マネジメントの状況を整理すると、以下（図 3-98）の通りである。個人としての利益相反についての規定は定められてきているが、組織としての利益相反マネジメントシステムの導入は一部大学に限られている。

No.	項目	内容
1	利益相反マネジメントシステムの導入状況（ポリシー・規則等の制定）	【個人としての利益相反】制定：75%、 未制定：25% 【組織としての利益相反】（上記75%のうち）制定：33%、 未制定：67% （「問題提起できる」という 手続き を定めているのは 1国立大学、1学校法人のみ ）
2	個人的利益の種類	給与・兼業報酬：90件、知財関連収入：74件、株式等：43件 原稿料等：38件、講演料：33件、物品受領：23件、謝金：18件
3	自己申告 金額の基準	全体 100万円 ／社・年以上：53件、全て申告：27件 100万円 ／社・年超：16件 100万円 ／年以上（1社に限らない）：6件 200万円 ／年以上：4件 ロイヤリティ 200万円／年以上、100万円／年以上、全て申告→全て各2件 原稿料・講演料 50万円／社・年以上：3件
4	株式の基準	全体 全て：57件、有無のみ：2件 公開株式 5% 以上：35件、 5% 以上（ストックオプションを含む）：9件 未公開株式 全て （ストックオプションを含む）：26件、 全て ：13件
5	自己申告 産学連携（共同（受託）研究費・奨学寄附金）	自己申告制度 有：72%、無：26%、無記入：2% 基準（全体） 全て ：16件、 200万円 ／社・年以上：16件、 200万円 ／社・年超：9件 基準（臨床研究） 200万円 ／社・年以上：3件
6	組織内利益相反委員会制度	有：98%、無：2%
7	利益相反アドバイザーボード	設置 有：8%、 無：91% 、無記入1% 内容 学外有識者のみで構成：5件 （「有」とした10件中）

図 3-98 わが国の大学における利益相反マネジメント（再掲）

出所）新谷由紀子『大学における利益相反マネジメント』2012年9月

c. 米国との利益相反ガイドラインの概要比較

米国と日本の利益相反ガイドラインの内容を比較すると、以下のように整理できる。

米国では、研究者個人としての利益相反状態（責務相反及び金銭的利益相反）に加え、研究費に占める間接費の割合が高く大学本部の資金運用も増加している等の理由から、大学組織自体の利益相反状態（主として金銭的利益相反）も発生している。このため、米国では大学組織自体の利益相反マネジメントの仕組みが整備され、株式保有の制限（総発行株式の15%未満等）、出資先の支配権の不保有、ライセンス供与の範囲（知的財産権付与先）の限定等といった規定が整備されてきた（表 3-30）。

特に、学外におけるコンサルティング活動の期間や内容、さらには、コンサルティング期間中に生み出された特許の所有権について、米国でも大学間で大きな違いがある。これは、「許容されるコンサルティング（Permissible Consulting）」に関わる問題として、米国では、大学の一員としての責務と大学外の活動との責務のバッティングを考える際に大きな問題となってきた。例えば、スタンフォード大学では四半期毎に13日までの学外活動を許されており、カリフォルニア大学でも夏の四半期を除いては39日、一年間なら48日が許されるなど、類似の内容の規定を定めている。しかし、コンサルティング期間中に生み出された特許の所有権については、大きな相違がある⁴²³。カリフォルニア大学では、大学に所属する研究者の研究とその特許権は、いかなる時期のものであっても大学に開示され、大学に帰属することが記されているが、スタンフォード大学では、それぞれの所属研究者の特許取得のインセンティブや外部組織との共同作業の実効性などにかなり配慮した規定となっている。このように、利益相反ガイドラインの規定は、大学によって多様であり、それが大学の考え方や背景の裏付けがあるものとして、特徴を示していると考えられる。

日本では、研究資金の多くを民間企業に依存する医学研究分野において、特に利益相反マネジメントの必要性は高く、学会や医科系大学での利益相反指針の策定が進展した。日本医学会の「医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」をはじめ、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインの見直し運用改善について」審議のまとめ（2014年2月3日）が発表されたが、研究者個人の責務相反と金銭的利益相反が中心となっている。大学組織に対する利益相反マネジメントは一定程度意識されてはいるものの⁴²⁴、大学等の株式出資、知財活用などの場面で、大学組織自体の利益相反の問題が顕在化することが懸念される。

⁴²³ 上山隆大『アカデミック・キャピタリズムを超えて：アメリカの大学と科学研究の現在』NTT出版、2010年7月、p.68～p.74。カリフォルニア大学では「大学の雇用者がなしたすべての発明は、大学に開示されなければならない。その発明の中には大学関係者が休暇中に行ったもの、週末に行ったもの、またそれが大学からのサバティカルを得ている間であれ、帰宅後に行ったことであれ、家で行ったことであれ、ガレージの中でおこなったものであれ、そしてそれが有償のあるいは無償のコンサルティングを行っている際であれ、すべての学外の活動から生まれた発明は開示されなければならない」とされている。スタンフォード大学でも、大学のリソースを活用した研究から生まれた特許性のある成果はすべて大学に開示されなければならないこと、発明の所有権は利用した研究費の如何によらず、すべて大学に帰属するという点では、カリフォルニア大学と同様であるが、追加的条項として「大学の研究者が一大学を超えて一か所以上の研究組織と関係を持って行った研究成果については、もし技術移転という観点から見て、それが望ましいと思ひ、そうすることによって研究活動を支援し、あるいはそれと関わったいかなる契約とも反しない限りにおいては、研究者はそれを発明を公的な領域、パブリックドメインに置く自由を有する」と定められている。ガイドラインは各大学ウェブサイトを参照。

⁴²⁴ 国立大学法人評価委員会 官民イノベーションプログラム部会 第2回資料（2013年10月7日）

表 3-30 米国とわが国の大学における利益相反ガイドラインの概要比較（再掲）

		米国の州立大学 (カリフォルニア大学等)	米国の私立大学 (スタンフォード大学等)	日本の国立大学 (東京大学、東北大学等)
研究者個人	責務相反	・州公務員の規定 ・広範な情報開示 ・厳しい兼業規定	・成果の開放交換の奨励 ・特許・発明の大学帰属	・利益相反・研究不正の防 止・取締 ・適正な産学連携 ・臨床研究対象
研究者個人	金銭的 利益相反	・広範な情報開示 ・外部コンサル制限 ・学内専担組織設置	・緩い技術開示 ・共同研究の技術移転の 自由 ・学内専担組織設置	・限定的な情報開示 ・緩い技術移転制限 ・緩い兼業規定 ・産学連携組織担当
大学等組織	金銭的 利益相反	・公共の利益のための研究 実用化 ・株式保有制限 ・パテント規制 ・第三者委員会設置	・民間企業への積極的技 術移転 ・株式保有制限 ・パテント規制 ・第三者委員会設置	・産学連携・イノベーション 促進 ・大学発ベンチャーへの出 資可能

出所) 各種資料 (大学等ホームページ及び委員から提供を受けたガイドライン資料等) を基に三菱総合研
究所作成

d. わが国の臨床研究における利益相反ガイドラインの検討経緯

わが国の臨床研究に係る利益相反指針は、2006年に文部科学省の臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班が「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」を策定して以来、厚生労働省による厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針、学会や製薬工業会、日本医学会等で指針やガイドラインが定められてきている（表 3-31）。

これらの指針やガイドラインを受けて、大学や学会において COI 指針が定められてきており、図 3-99 のように、2013 年で医科系大学の 92%、日本医学会 120 分科会の 55%で COI 指針が定められている。

表 3-31 臨床研究における利益相反マネジメントに関する経緯年表

2006 年 3 月
文部科学省「21 世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」
臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」 (http://www.eng.tohoku.ac.jp/research/pdf/07coi_guideline.pdf)
2008 年 3 月
厚生労働省「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針」(科発第 0331003 号厚生科学課長決定) (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rieki/txt/sisin.txt)
2008 年 4 月
一般社団法人日本癌治療学会 (JSCO), 特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会 (JSMO) 「がん研究の利益相反に関する指針」 (http://www.jsmo.or.jp/about/doc/kyodo-shishin130401.pdf)
2011 年 1 月
日本製薬工業会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」(2013 年 3 月改定) (http://www.jpma.or.jp/about/basis/tomeisei/tomeiseigl.html)
2011 年 8 月
日本医学会「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」 (http://jams.med.or.jp/guideline/index.html)
2013 年 11 月
一般社団法人全国医学部長病院長会議 「医系大学・研究機関・病院の COI (利益相反) マネージメントガイドライン」 (http://www.jshem.or.jp/common/date/coi_mgl131115.pdf)
2013 年 12 月
日本学術会議 臨床医学委員会 臨床研究分科会 提言「臨床研究にかかる利益相反 (COI) マネージメントの意義と透明性確保について」 (http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t183-1.pdf)

出所) 各種資料を基に三菱総合研究所作成

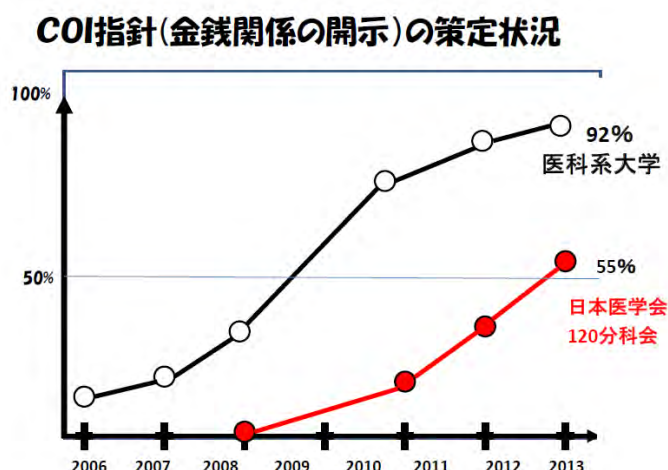


図 3-99 わが国の医学系大学における COI 指針の策定状況の推移

出所) 曾根三郎『産学連携にかかる臨床研究と利益相反 (COI) マネージメント』厚生労働省高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会資料 (2013 年 9 月 2 日)

e. わが国の利益相反マネジメントの具体的内容とプロセス

COI の具体的なマネジメントとしては、自己申告や説明会等を通じた実施が多く、対象者としては、主任研究者と分担研究者がほとんどとなっている（図 3-100）。

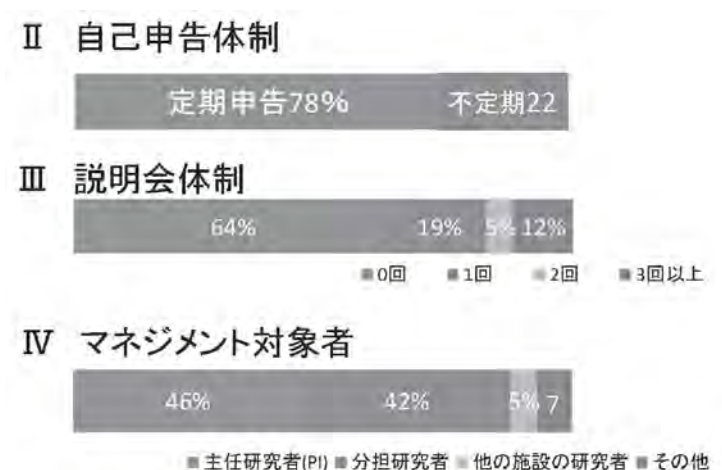


図 3-100 わが国の臨床研究にかかる利益相反マネジメントの具体的内容

出所) 東京医科歯科大学産学連携推進本部『臨床研究にかかる利益相反問題への対応について』2012年3月

情報開示の前提となる自己申告の対象項目は、図 3-101 の通りとなっている。

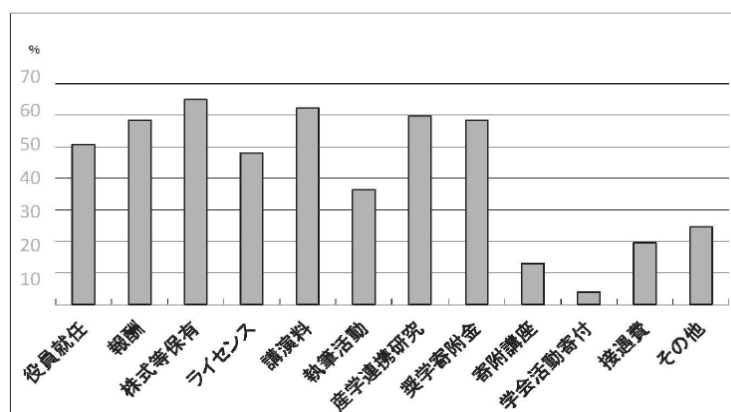


図 3-101 わが国の臨床研究にかかる自己申告の対象項目の規定

出所) 東京医科歯科大学産学連携推進本部『臨床研究にかかる利益相反問題への対応について』2012年3月

また、COI 自己申告内容の情報開示は、図 3-102 のような提出プロセスが想定されている。

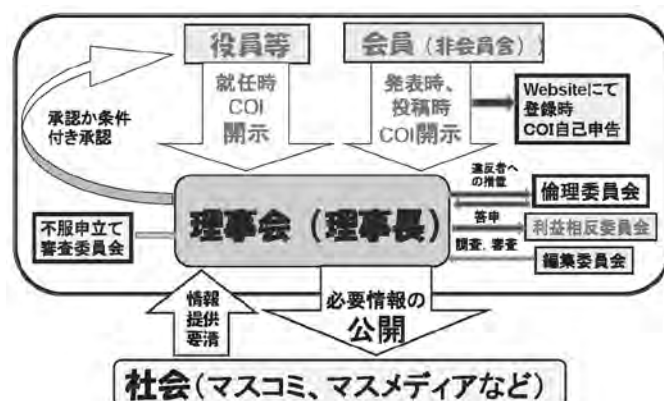


図 3-102 わが国の臨床研究にかかる情報開示の標準的な提出プロセスと関係主体

出所) 東京医科歯科大学産学連携推進本部『臨床研究にかかる利益相反問題への対応について』2012 年 3 月

f. まとめ

米国では、それぞれの大学や研究機関の成り立ちから、ガイドラインの名称・範囲などに大きな違いがある。特にガイドライン制定の契機となった事案やテーマ領域によって、方向性が大きく異なる。具体的な相違点としては、利益相反の考え方や基準、教員に認められる知的財産権の範囲が挙げられる。また大学のポジショニングや今後目指す方向性、重点領域がガイドラインに埋め込まれており、大学の競争の哲学・理念が窺える内容となっている。

これに対して、日本で、2000 年代中盤以降、文部科学省⁴²⁵、厚生労働省⁴²⁶、及び日本医学会⁴²⁷のガイドラインや指針に沿って、国立大学医学部長会議、各学会などの支援のもと、各大学での制定状況が進んできた状況がある。

内容については、医学臨床研究の場合、項目立て・内容は概ね同じ構成となっている。利益相反ポリシーの考え方、プロセス、自己申告書、利益相反委員会の役割、評価基準、情報開示、モニタリング、違反への対応、外部への説明責任、施設・機関の利益相反管理などが主な内容である。

近年、制定大学数が 90%を超えるに至っており、各種不正事案の発覚等による反省を踏まえて、内容も補正されてきている。

こうした経緯の下で、産学連携活動には COI 状態が不可避免的に発生するため、個人としての利益相反と大学としての利益相反の双方が生じ、教育・研究という大学における責任との衝突が大きな課題として認識されている。

医学系学術研究機関への調査からは、①民間資金への依存度が非常に高い、②COI 指針等の基本整備は段階的に進展しているが十分とはいえない、③透明性ガイドラインの認知度は低くないが、現時点で特段の措置を講じている機関は少ない、という状況が把握されてお

⁴²⁵ 文部科学省『臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン（「21 世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」における検討班成果）』2006 年 3 月

⁴²⁶ 厚生労働省『厚生労働科学研究における COI の管理に関する指針』2008 年 3 月 31 日

⁴²⁷ 日本医学会『医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン』2011 年 2 月

り、医学研究における COI マネジメントの重要性は理解されているものの、その体制整備はいまだ始まったばかりであるといえる。

(3) アカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティ

米国ではアカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティ⁴¹⁷が発達し、投資のガイドラインが構築されている。利益相反のガイドラインは、日本と異なり、機関で多様。【把握 2】

1) 調査結果のまとめ

米国は一定の時間をかけ「価値共有・研究活力促進志向」型ともいえる利益相反ガイドラインを形成し、日本は集権的な一律整備過程で「管理取締」的なガイドラインが多い。長い期間をかけてルール整備を行ってきた米国とは、状況・段階が異なる。研究者アンケート調査結果でも示唆される通り、今後、利益相反等のガイドライン整備も魅力ある研究環境の改善対策の一部と捉え、研究活動の自由度が高まり、安心して産学連携研究ができるように、各大学で内部のコンセンサスを形成しつつ、コンプライアンス対応の整備・運用に工夫を凝らしていくことが必要である。

大学における利益相反ガイドライン等の規定類をみると、米国では、1980 年代から企業の社会的責任（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ＝CSR）と同様に、大学の社会的責任（アカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティ＝ASR）が議論されてきた経緯が特徴的と考えられる。大学毎の運営の基本方針や重点研究分野への取組姿勢等に応じて、産学連携研究の推進といった目的や、研究者の制限事項及び義務・責務、利益相反マネジメントのための組織配置等に相違がある形で、長い期間をかけてガイドライン等のルール整備を行ってきた。ルールに示されたそれぞれの大学が重視する社会的責任に関わる価値を学内で共有し、それに共感する研究者が移籍するなど、研究活力を促進する方向で発達してきたものと考えられる。こうした米国の特徴は、「学内価値共有・研究活力促進志向」のルール整備といえる。

日本では、利益相反事案の発生を受け 2000 年代以降、総合科学技術会議や文部科学省等の検討を踏まえ標準的なガイドラインの主要論点やフォーマットが策定されてきた。それらを参照して、個別学会、大学（医科系中心）が準用する形で整備が進んだため、ガイドラインや規程等の項目及び内容が類似している。このように、問題が発生したことによる所管官庁や関係団体のガイドライン検討を踏まえて、集権による一律整備的なプロセスを経て各大学での規定が定められてきたため、不祥事対応としての法令順守を徹底させる意味合いが強く、「管理取締」的な傾向が強いものとの見方もある。

研究者アンケート調査結果でも示唆される通り、今後、利益相反等のガイドラインも魅力的な研究環境の一部と捉え、研究活動の自由度が高まり、安心して産学連携研究ができるように、各大学で内部のコンセンサスを形成しつつ、コンプライアンス対応の整備・運用に工夫を凝らしていくことが必要である。

2) 利益相反ガイドラインに関する文献調査及び有識者インタビュー調査結果

米国では、大学基金をグローバル投資し始めた 1980 年代から、本来公共性の高い大学にはどういった活動（特に投資・資金授受）が許されるのかという課題認識のもと、企業のコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ（企業の社会的責任：CSR）と同様に、アカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティ（大学の社会的責任：ASR）とは何か議論され、大学や研究機関毎の責任の考え方に応じたガイドラインや行動規範等が順次策定、整備されてきた。

米国の場合、コンプライアンス・ガイドラインや COI マネジメントポリシーの内容をみて、自らの研究にとってより柔軟性があり、目的に合致した大学に研究者が異動したり、特に社会貢献や公的利益との関係を踏まえて大学が内容を改変していくという状況になっており、大学間の競争環境と相まって、不正行為を抑制すると共に、研究者が柔軟な環境下でより先端的な研究を安心して行える役割も果たしているといえる。

米国では、それぞれの大学や研究機関の成り立ちから、ガイドラインの名称・範囲などに大きな違いがある。特に、ガイドライン制定の契機となった事案やテーマ領域によって、方向性が大きく異なる。具体的な相違項目としては、利益相反の考え方や基準、教員に認められる知的財産権の範囲などがあげられる。

また、大学のポジショニングや今後目指す方向性、重点領域が、ガイドラインに埋め込まれており、大学の競争の哲学・理念が窺える内容となっている。米国では、各種の協会や大学の事例をみてもほとんど同じものはなく、契機となった事案の内容やポイントなど作成の経緯も大きく異なる。この背景としてアカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティが発達していることがあるとされている。

これに対して、日本で、2000 年代中盤以降、文部科学省⁴²⁵、厚生労働省⁴²⁶、及び日本医学会⁴²⁷のガイドラインや指針に沿って、国立大学医学部長会議、各学会などの支援のもと、表 3-32 のように、各大学での制定状況が進んできた経緯がある。

表 3-32 わが国の研究不正への対応（主に大学関連）（再掲）

2005 年 9 月	競争的資金に関する関係府省申し合わせ「競争的資金の適正な執行に関する指針」
2006 年 2 月	総合科学技術会議「研究上の不正に関する適切な対応について」
2006 年 8 月	総合科学技術会議「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」
2006 年 8 月	文部科学省 研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」
2006 年 10 月	日本学術会議「声明 科学者の行動規範について」
2006 年 12 月	日本学術振興会「研究活動の不正行為への対応に関する規程」
2013 年 12 月	日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会「提言 研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」
2014 年 4 月	文部科学省「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」運用開始（予定）

出所）各種資料を基に三菱総合研究所作成

内容については、医学臨床研究の場合、項目立て・内容は概ね同じ構成となっている。利益相反ポリシーの考え方、プロセス、自己申告書、利益相反委員会の役割、評価基準、情報開示、モニタリング、違反への対応、外部への説明責任、施設・機関の利益相反管理などが主な内容である。

日本では、内容や章・節立て等の構成の類似性が高く、その作成の経緯や作成時期を見ても、文部科学省が作成した（あるいは先進的な大学が作成した）雛形をベースに作成しているため、機関としての積極的な姿勢は見られない。

利益相反（COI）ガイドラインを比較すると、米国では大学や研究機関毎に目的や制限内容、義務、組織配置等が相当異なっている。日本では、2000年代以降文部科学省や関係学会等のワーキンググループ等による検討を踏まえ、全体的かつ包括的または標準的なガイドラインのフォーマットが策定され、総合大学や医科大学、各種研究機関に準用というプロセスが多く、項目・内容が類似したものとなっている（表 3-33）。

日本では、利益相反事案の発生を受け、研究への信頼性確保という観点から学会や文部科学省等の全国機関の検討を参照しての取組であり、管理・取締（法令順守）志向が強いと考えられる。

長い期間をかけて研究活力促進（価値共有）志向のルール整備を行ってきた米国とは状況・段階が異なるが、今後、研究行動の自由度が高まり安心して産学連携研究ができるような整備・運用が必要である。もちろん、研究活力促進（価値共有）志向と一口に言っても、米国でも上述した通り、内容は多様であり、研究者の金銭的利益相反としての外部コンサルティングなどの制限が一律でなく、実効的な把握方法や、大学間での人材流動は激しくなったりするなどの弊害があり得る。

表 3-33 大学の社会的責任と利益相反ガイドラインの類型化（再掲）

	趣旨・目的・特徴	主な対象国・発展経路
管理・取締志向 （コンプライアンス・ 法令順守志向）	・研究不正への対応 ・不正告発の受理・懲罰 ・管理プロセスの精緻化 ・厳格な情報開示 ・情報共有が円滑でない管理組織と役割分担	・日本、北欧 ・集権型 ・研究不正の撲滅からスタート ・大学間の一元的な競争環境
研究活力促進志向 （価値共有志向）	・懸念ある行為への対応 ・誠実な研究の促進 ・研究不正の予防・防止 ・個人及び民間企業の情報開示 ・使い勝手のよい管理と役割分担	・米国 ・分離・分権型 ・研究の円滑・実効的な社会移転 ・大学間の多角的な競争環境

出所）G.Baghadadi-Sabeti, "Good Governance for Medicine," *World Conference on Research integrity*, 17/09/07. 及び中村征樹『海外（特に米国）の行政機関における研究不正への対応状況等』（「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議 第2回（2013年12月6日）資料）を基に三菱総合研究所作成

また、法令で規定されている規制や罰則は表 3-34 の通りである。

表 3-34 研究活動にかかわる不正行為に対するわが国の法令上の規制・罰則

①論文等にかかわる実験データ等の捏造・改ざん	● 研究者等が自ら取得した実験データ等を捏造・改ざんし、論文に記載する行為そのものを直接禁止し、違反した者を処罰する具体的な規定を含む法令はない。 ● ただし、当該行為が原因となって、企業、大学、研究機関等、他者の権利又は利益を侵害した場合、民事上の損害賠償請求(民法 709 条)を受ける可能性がある。 ● 当該論文を研究実績として掲げ、研究費を受給した場合、又は教職・研究職等を得た場合については、下記⑤・⑥を参照。
②他人の研究成果やアイデアを盗用して論文を執筆	● 著作権及び著作者人格権を侵害した場合、著作権法上の差止請求、損害賠償請求、名誉回復等に必要措置の請求を受け、罰則を科される可能性がある。 ● ただし著作権法の保護の対象は「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法 2 条)であるため、他の研究者等の研究成果やアイデアに基づく記述が論文にあったとしても、他者の著作物と同一又は実質的に同一の表現である。又は翻案であると認められない限り、著作権及び著作者人格権の侵害にはならない。
③研究成果の重複発表、不適切な論文著者の公表	● 論文の重複発表や論文著者が適正に公表されない不適切なオーサiership(研究への貢献がない、または極めて小さい研究者を共著者に含めること)そのものを直接禁止し、違反したものを処罰する具体的な規定を含む法令は無い。 ● ただし、当該行為が原因となって、企業、大学、研究機関等、他者の権利又は利益を侵害した場合、民事上の損害賠償請求(民法 709 条)を受ける可能性がある。
④研究費の不正使用	● 国の補助金による研究の場合、補助金適正化法違反となる。同法 18 条に基づき、交付の決定を行った各省各庁の長が返還命令を行う。罰則は、最高で 5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又は併科。 ● 国の補助金以外の場合は、業務上横領(刑法 253 条)等に問われる可能性がある。
⑤虚偽の実績、計画に基づく研究費の受給	● 国の補助金による研究の場合、補助金適正化法違反となる。研究費の不正使用と同様に返還・罰則の対象となる。 ● 国の補助金以外の場合は、詐欺(刑法 246 条)に問われる可能性がある。
⑥虚偽の実績、経歴に基づく教職、研究職等への応募	● 事実証明に関する文書の偽造に関して私文書偽造行使等の罪(刑法 159 条)に問われる可能性がある。公文書に記載すると公文書偽造等(刑法 155 条)や虚偽公文書作成等(刑法 156 条)に問われる可能性がある。 ● 給与、研究費などの受給に関して詐欺(刑法 246 条)に問われる可能性がある。

出所) 平田容章「研究活動にかかわる不正行為」『立法と調査』No.261、2006 年 10 月

(4) 性格に応じた研究資金の柔軟な取り扱いと運用

主要国では「研究資金」の性格に応じて柔軟な取り扱いと運用を認めているのではないか。【検証 3】

1) 調査結果のまとめ

研究資金自体の金額規模も日本に比べて大きく多様な官民の研究資金を活用し大学が科学技術の進展の大きな部分を担い、競争的資金も FDP (Federal Demonstration Partnership)⁴²⁸が中心となつて制度を改善してきた米国を対象とした⁴²⁹。米国では「研究資金」の財源とその性格に応じて、利用方法や資金使途等について、異なる取り扱いと運用を認めている。

米国の公的な研究資金では、年度繰越手続きや費目間流用などの特例を設けている。米国の競争的資金には、Grants (助成)、Cooperative Agreements (共同研究)、Contracts (受託研究) の 3 種類があり、この種類や制度によって状況は異なっている。また、研究設備については、別の Grants として設定されており、研究者個人への助成に含まれない⁴¹⁹。

高橋らによると、米国の競争的研究費 (Grants) については、1980 年代後半より FDP (Federal Demonstration partnership) を通じて制度改善が進められてきている。

米国の競争的資金は、国家会計が「多年度会計」であり、かつ「支出負担確定主義」であることに基づいており、また、会計年度について、米国では会計年度とは異なる「Award Year」の概念があり、受託研究の開始時点から開始する。そのため、予算執行が会計年度をまたぐことは自由であり、わが国の研究費における預け金などの問題は発生しないとされている。

米国の民間財団の一例として、フォード財団では、「学能向上助成 (Accomplishment grant)」では教授ポストの増設や給与増額に使用、「大学基金助成 (Endowment Grants)」では大学基金への寄付、「挑戦的助成 (Challenge Grants)」ではリーダーとなりうる可能性のある大学に寄付、などの多様な研究助成スキームが設定されている。

民間企業では、大学への資金提供について事実を開示する自主的ガイドラインが定められ (米国ではサンシャイン法で規制)、大学では、研究者の自己申告・確認等の手続きが規定されている。わが国でも、こうした観点から、日本製薬工業協会が、「企業活動と医療機関等の関係性の透明性ガイドライン」を制定している。

⁴²⁸ FDP (Federal Demonstration partnership) は、URA、Faculty Member、Funding Agency (FA) 職員等からなる競争的資金制度改善を目指した協議機構である。

⁴²⁹ 広田秀樹「アメリカの科学着実系競争的資金制度の卓越性を実現するファクターズ：制度改善メカニズム FDP と研究大学におけるグラントオフィスを中心に」『長岡大学地域研究センター年報』2010 第 10 号

2) 研究資金とその制度運用に関する文献調査及び有識者インタビュー結果

米国の競争的研究資金には、Grants（助成）、Cooperative Agreements（共同研究）、Contracts（受託研究）の3種類があり、この種類や制度によって状況は異なっている。また、研究設備については、別の Grants として設定されており、研究者個人への助成に含まれない。

高橋らによると、米国の競争的研究費（Grants）については、80年代後半より FDP（Federal Demonstration partnership）を通じて制度改善が進められてきている。

米国の競争的資金は、国家会計が「多年度会計」であり、かつ「支出負担確定主義」であることに基づいているとし、以下の点が特徴としてあげられている（図 3-103）。

- 会計年度について、米国では会計年度とは異なる「Award Year」の概念がある。
- 「Award Year」は競争的資金の受託を開始したときからの1年間をいう。
- 「Award Year」が会計年度をまたいでおり、「Award Year」内での予算執行は自由であることから、予算執行が会計年度をまたぐことは自由である。

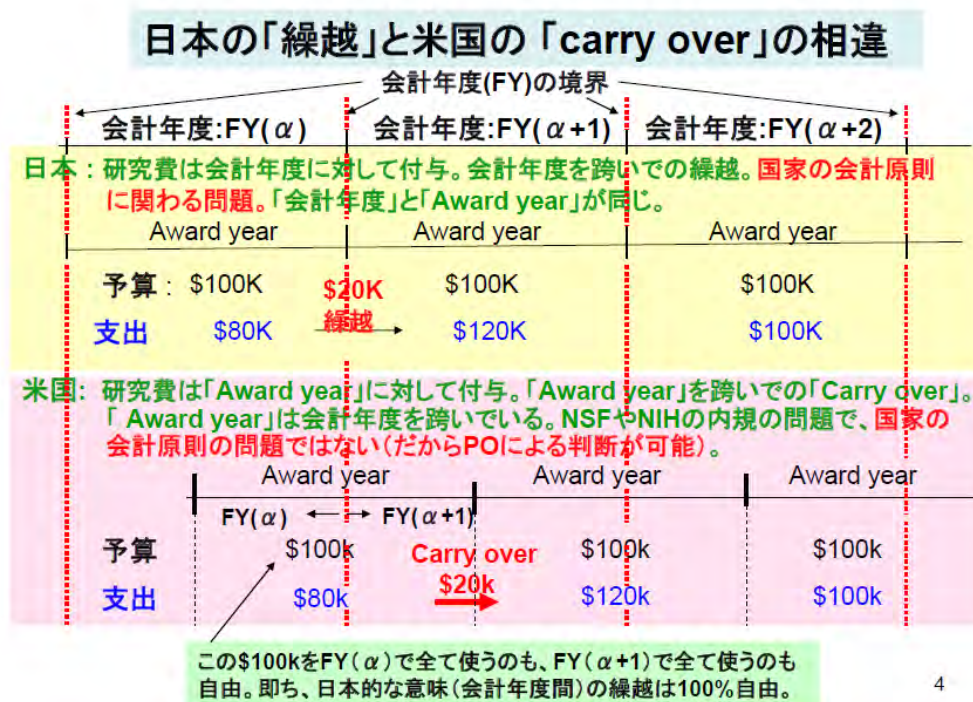


図 3-103 わが国の「繰越」と米国の「carry over」との相違（再掲）

出所) 高橋宏他「米国における競争的資金の会計制度とマネジメントの柔軟性」『研究・技術計画学会講演要旨』2007年10月27,28日

米国の民間財団については、米国の高等教育に大きな影響を与えてきたフォード財団が60年代から始めた高等教育へのファンディングは、3つのカテゴリーに分かれる⁴³⁰。

- 学能向上助成 (Accomplishment grant)：教授ポストの増設や給与増額に使用
- 大学基金助成 (Endowment Grants)：大学基金への寄付
- 挑戦的助成 (Challenge Grants)：リーダーとなりうる可能性のある大学に寄付

民間企業からの研究資金では、資金提供開示を民間企業側に求め、研究者の自己申告等の手続きを規定している。情報開示に係る欧米各国の規制のタイプ、開示項目・方式、罰則等は、表 3-35 の通りである。わが国でも、こうした観点から、日本製薬工業協会が、「企業活動と医療機関等の関係性の透明性ガイドライン」を制定している。

表 3-35 情報開示に関する主要国の規制内容比較

	米国	EFPIA (欧州32カ国+40企業)	イギリス	オーストラリア	カナダ
規制のタイプ	公的規制 (米国医療保険改革法) 強制力あり	自主規制 (EFPIAコード) 強制力あり	自主規制 (ABPIコード) 強制力あり	自主規制 (オーストラリア製薬協 コード) 強制力あり	自主規制 (カナダ製薬協透明性 ガイドライン)
開示項目	コンサルティング料、謝礼、 ギフト、接待、食事、旅費、 教育、調査、寄附、助成、研 究・開発に関連する支払い 等、ほぼ全ての対価の移動	寄附 患者団体支援 (2010年6月、今後一層透明 性を強化する方針を発表)	コンサルタント費(座長、講演 アドバイザー等の謝礼)、 学会等参加費用(登録費、旅 費等)、寄附、患者団体支 援、市販薬の非介入試験の 結果	講演会、説明会、接待の参 加人数、場所、時間、内容、 食事費用、経費	患者団体等ステークホル ダーに対するあらゆる金銭、 サービス、現物等の支援
開示方式	政府へ報告し、報告内容が 政府HPで公開される	寄附の開示は「推奨」 支援患者団体のリストおよ び内容を開示	コンサルタント費、学会参加 費用は年間総額の開示 寄附は個別開示 患者団体支援は250ポンド以 上を個別開示 市販薬の非介入試験につい ては試験概要と結果を開示	イベント毎の参加人数、会合 目的、会合時間、会場費、食 事代等の費用総額を開示 オーストラリア製薬協のHP へ掲載	各社がそれぞれ開示
施行年月日	2010年3月成立	2008年7月	2011年1月	2008年3月	2009年1月
開示開始年月	2012年分を2013年から 開示	各社随時	2012年以降の支払を決算終 了後3ヶ月以内に開示	2008年3月	各社随時
罰則	申告漏れ1件につき1千ドル ～1万ドル、年間15万ドル以 内の罰金。 最大10万ドル、年間最大100 万ドル。	EFPIA: 社名公表 スペイン: 公表・最大€36万の 罰金等	公表・製薬協会員資格停止 等	社名公表・最大\$20万豪の罰 金等	開示に関する罰則は現時点 ではない。(コード違反は公 表・罰金・除名等あり)

出所) 東京医科歯科大学産学連携推進本部『臨床研究にかかる利益相反問題への対応について』2012年3月

⁴³⁰ 上山隆大「公益と私益をつなぐものー民間資金と大学運営のダイナミズム」『大学とコストー誰がどう支えるのか』岩波書店、2013年

(5) 研究資金に関わる規制・制度との関わり

研究資金に関わる既存の規制・制度で不正使用・過失の発生に影響を与えているものは何か。【把握1】

1) 調査結果のまとめ

わが国の研究費不正使用等の制度的要因は、① 単年度会計主義、② 繰越・費目間流用制限、③ 制度間で異なるルール等であり、すでに一部弾力化等の対応が取られており、今後の徹底と関連して、研究者の事務処理・申請手続きの共通化等が課題である。

研究資金に係る不正の態様・要因については、公的資金と民間資金により異同があるが、これらの問題に対しては、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」における「繰越手続きの簡略化・弾力化」、「費目の統一化」、「費目間流用制限の緩和」や平成 23（2011）年度からの科学研究費助成事業の一部基金化が進められている。こうした取組の他の制度への拡大を検討することが今後必要である。

研究費の不正使用の態様を見ると、「架空発注による業者への預け金」が 56%と最も多い（図 3-59）。繰越など各種の事務手続きが組織的要因とされていることを踏まえて、研究者の事務処理・申請手続き（項目・様式・費目等）の効率化・共通化、継続・更新時の負担軽減なども引き続き配慮が必要である（図 3-60）。

臨床研究については、民間資金の割合が約半分となっている。そのうち 6 割が使途の明確でない奨学寄附金等となっている。

民間資金による研究では、臨床研究に対する信頼性を揺らがしかねない研究不正事案が発生しており、日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会が、信頼性を確保するために「研究者主導臨床試験は、原則として奨学寄附金ではなく、委託研究費、共同研究費などの形で受け入れなければならない」と提言した（2013 年 12 月）。

2) 研究資金にかかる各種規制等に関する文献レビュー調査結果

研究資金に係る不正の態様・要因については、公的資金と民間資金により異同がある。

研究費不正使用等の制度的要因（公的資金）は、① 単年度会計主義、② 繰越・費目間流用制限、③ 制度間で異なるルール等、があげられている⁴²⁰。これらの問題に対しては、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」⁴²¹における「繰越手続きの簡略化・弾力化」、「費目の統一化」、「費目間流用制限の緩和」や平成 23（2011）年度からの科学研究費助成事業の一部基金化が進められているが、依然取組は限定的である。

研究費の不正使用の態様を見ると、「架空発注による業者への預け金」が最も多く、56%を占め、この背景には研究費の繰越手続きの問題がある。研究者の事務処理・申請手続き（項目・様式・費目等）の効率化・共通化、継続・更新時の負担軽減などが課題である。

a. 研究費不正使用の態様

研究費不正使用の態様（図 3-104）を見ると、「架空発注による業者への預け金⁴³¹」が最も多く、56%を占めている。

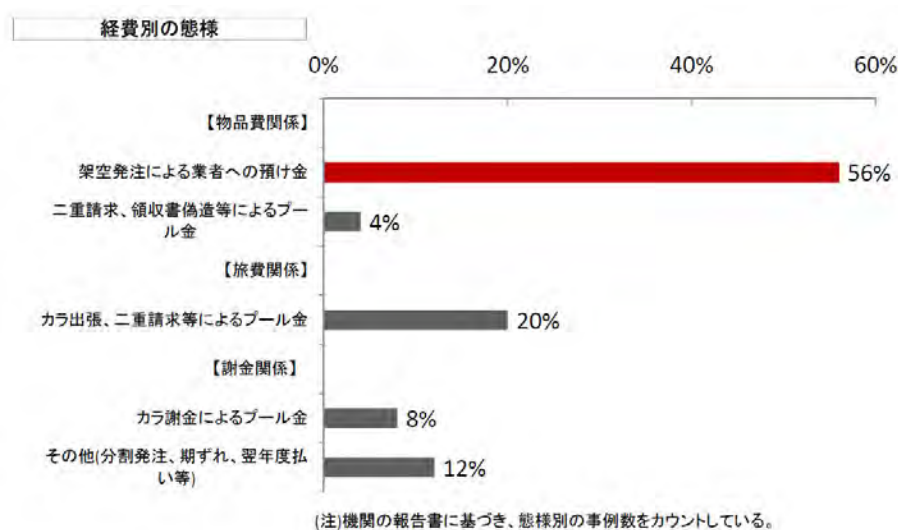


図 3-104 わが国の研究費不正使用の態様（再掲）

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会－公的研究費の運営、管理について－』2013年9月

⁴³¹ 文部科学省によれば、「預け金」は、業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの、「プール金」は、カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するもの、とされている。http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1310018.htm (2014年2月28日閲覧)

b. 研究費不正使用の発生分野

研究費不正使用の発生した部局（図 3-105）を見ると、今回の分析では、「生物系」が最も多く、27%を占めている。また、自然科学系が全体の約 7 割を占めている。

発生部局の形態を見ると、学部・研究科が大半を占めるが、学内センター、事務部門における不正も見られた。

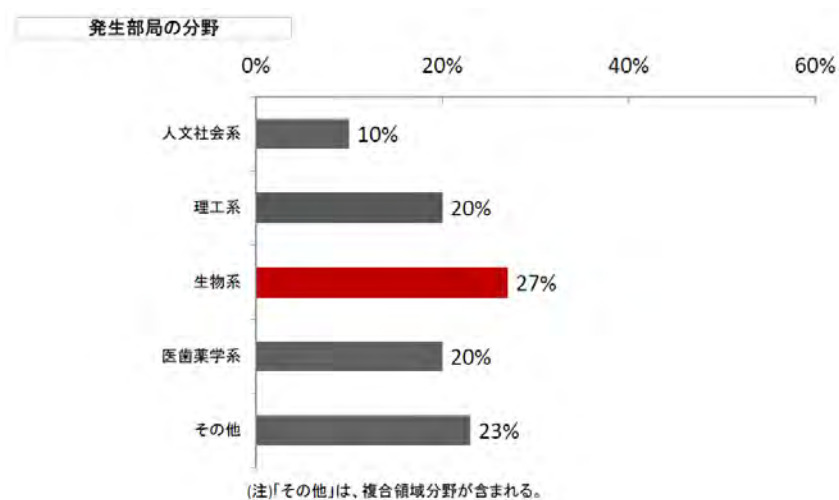


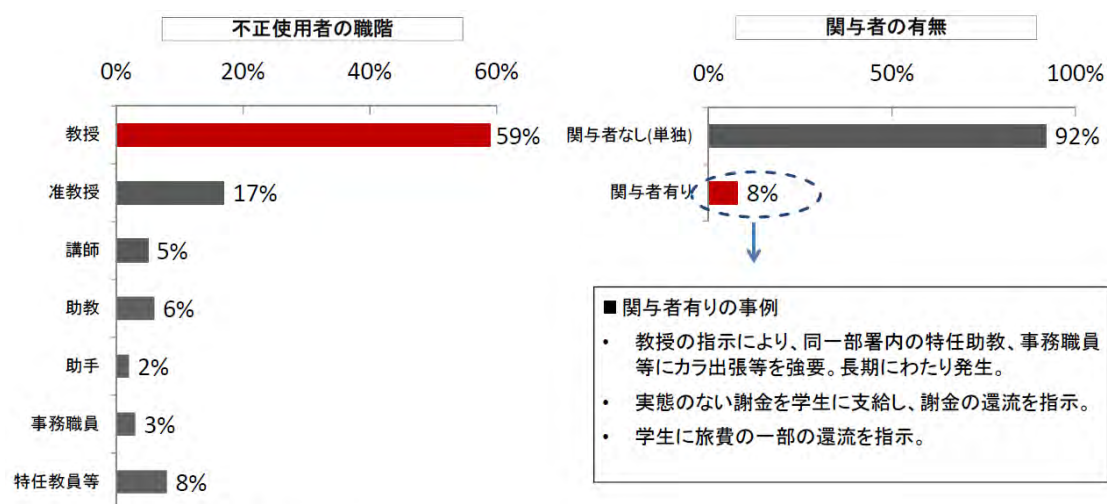
図 3-105 わが国の研究費不正使用の発生分野

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会—公的研究費の運営、管理について—』2013 年 9 月

c. 研究費不正使用者の職階及び関与者の有無

独立した研究環境下で権限が集中しやすい教授・准教授の不正が合わせて 76%を占めている。

また、単独による不正が約 9 割を占めているが、一方で、ややもすると閉鎖的になりがちな同一研究室内で学生・部下に不正を強要・長期化する事例も見られた。



(注)上記には、関与者も含んでいる。

図 3-106 わが国の研究費不正使用者の職階及び関与者の有無

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会－公的研究費の運営、管理について－』2013 年 9 月

d. 研究費不正使用者に対する機関の処分

機関において、諸般の状況を総合的に考慮し、量定が決定されていると思料されるが、外形的に見ると、機関間で格差が見受けられる事例(預け金・3年・減給、預け金・3年・嚴重注意)もあった。

また、退職者については、処分が及ばないものの、遺憾の意の表明や懲戒処分相当として処理している事例も見られた。文部科学省における本データで今回対象とされた事例では「解雇」はなかった。

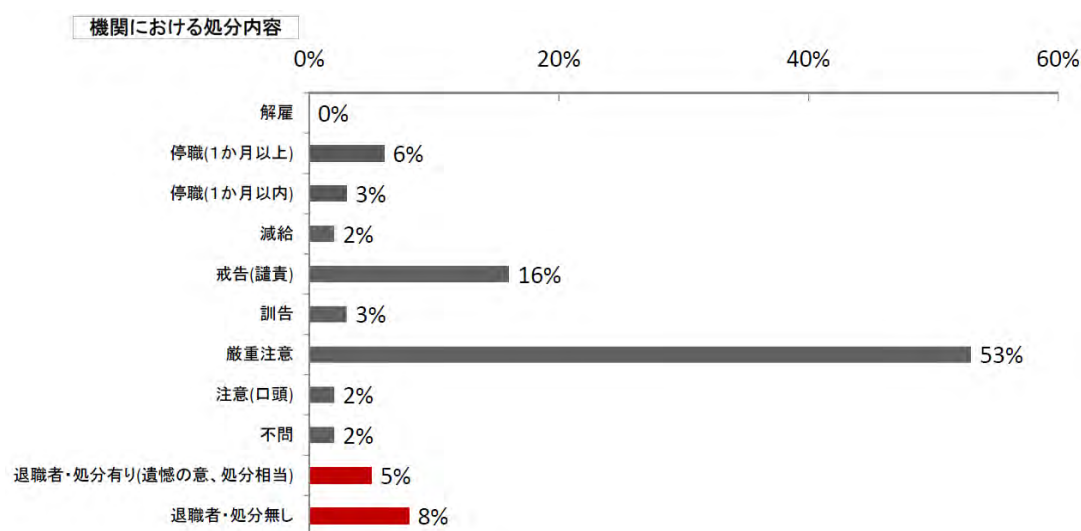


図 3-107 わが国の研究費不正使用者に対する機関の処分

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会—公的研究費の運営、管理について—』2013年9月

e. 研究費不正使用の財源

競争的資金に拘わらず、多様な財源で不正使用が見られた。機関における公的資金全般の統一的なルールによる管理体制の整備も今後の課題の一つである。

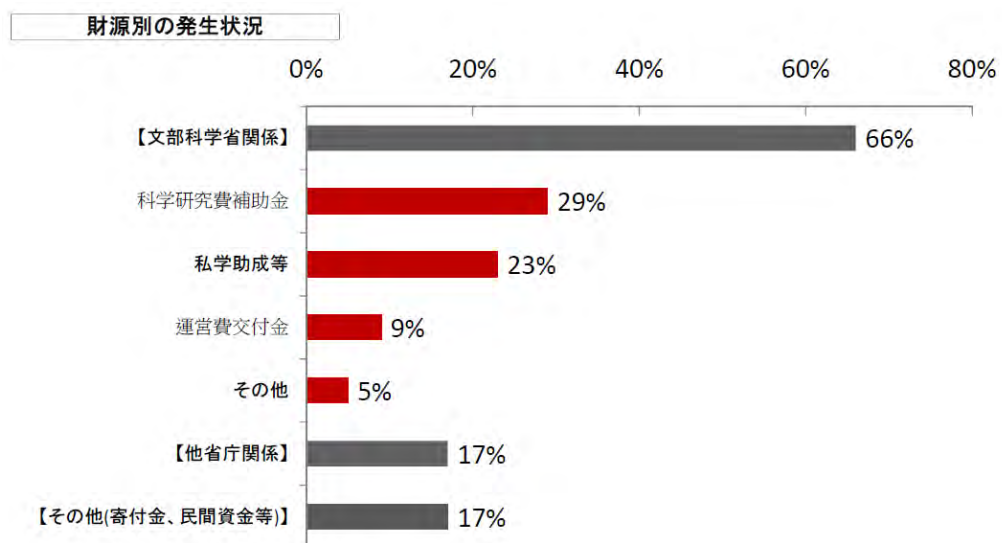


図 3-108 わが国の研究費不正使用の財源

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会－公的研究費の運営、管理について－』2013年9月

f. 研究費不正使用発生の組織的要因

「預け金」については（図 3-109）、「検収業務」（37%）、「プール金」については、「旅費業務」（10%）の不備・欠陥が主たる要因を占めている。

共通的要因としては、「関係者の意識向上」（17%）の不徹底、「内部監査」（4%）の不備等が課題として挙げられている。

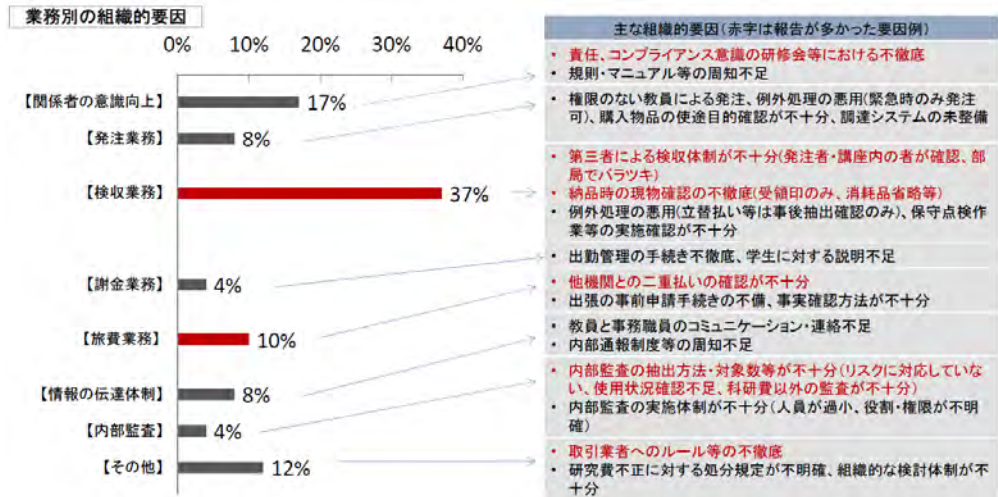


図 3-109 わが国の研究費不正使用発生の組織的要因（再掲）

出所）文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会－公的研究費の運営、管理について－』2013 年 9 月

g. 研究費不正使用に対する機関の再発防止策

不正発生要因を受けた再発防止策では（図 3-110）、「預け金」については、「納品検収体制の強化」（72%）、「取引業者の選定・管理体制の強化」（44%）、「プール金」については、「旅費等のチェック機能の強化」（28%）が直接的な対策として講じられている。

共通的対策としては、「研修・説明会の充実」（67%）、「内部監査の充実」（50%）が重視されている。

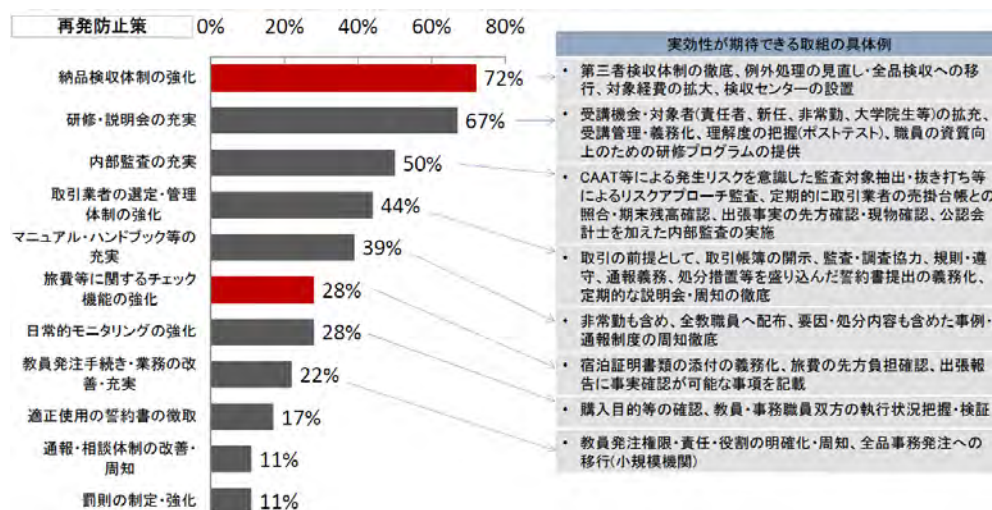


図 3-110 わが国の研究費不正使用に対する機関の再発防止策

出所) 文部科学省 研究振興局『公的研究費の管理・監査に関する研修会—公的研究費の運営、管理について—』2013年9月